



環境コーナー

ペットボトル・紙類・衣類の出し方

今回は「ペットボトル・紙類・衣類（資源ごみ）」の出し方についてお知らせします。

紙類

※雨天時の排出はご遠慮ください。
※紙類はごみ袋に入れる必要はありませんが、ひもで縛ってください。

紙は種類ごとに違う用途の紙に再生されます。紙の有効利用のため正しい分別をお願いします。

次のような状態ではリサイクルできません。

●ぬれているもの ●油などが付いているもの ●ペンキなどが付いているもの ●汚れているもの

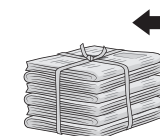
※カレンダーの金具や、ビニール、プラスチックなどは取り外してください。

↓紙類は次の4種類に分別してください↓

①新聞紙のみ

※広告・チラシは必ず新聞から抜いて、雑誌類の中に入れてください。

新聞紙のみ

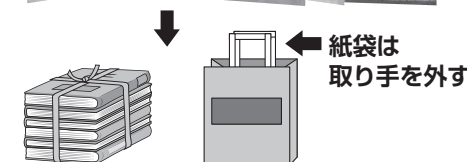


チラシは
②雑紙類へ



②雑紙類

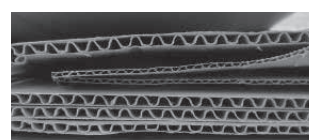
(雑紙とは・・・雑誌、本、チラシ、パンフレット、包装紙、紙袋、菓子などの紙箱、コピー用紙など)



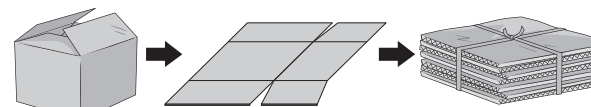
紙袋は
取り手を外す

※菓子や食品、箱ティッシュの紙箱、紙袋（取り手を外して）、封筒などは、挟み込んで縛ってください。
※箱ティッシュの取り出し口や、窓付き封筒はビニールの部分を取り除いてください。
※紙以外の物、ビニールなどでコーティングされているものは可燃ごみで出してください。
※シュレッダーなどで粉砕された紙は可燃ごみで出してください。リサイクルできません。

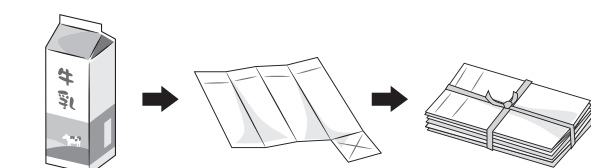
③ダンボールのみ



◀中が波状になっているものがダンボールです。



④牛乳などの紙パック



※酒、ジュースなどの紙パックで内側がアルミ箔などでコーティングされているものは、リサイクルできません。可燃ごみになります。

次の紙類はリサイクルできません。
可燃ごみとして出してください。

複合素材の紙（プラスチックフィルムや、酒、ジュースの紙パックなどの内側がアルミ箔などでコーティングされているもの）・粘着物の付いた封筒・圧着はがき・防水加工紙・油紙・金銀などの金属が箔押しされた紙・合成紙（プラスチック製品で、紙でないもの）・捺染紙・感熱性発砲紙・感熱紙・写真用の印画紙・インクジェット写真プリント用紙・感光紙・ノーカーボン紙・裏カーボン紙・臭いの付いた紙（石けんの個別包装紙など）

ペットボトル

ペットボトルマークがついている、飲料類、酒類、醤油などの容器が対象です。（つぶれていてもかまいません）



PET



キャップを外して → ラベルも取って → 中身を洗って

四万十町指定
資源ごみ収集袋

※キャップはまとめて別の透明袋に入れ、ペットボトルの指定袋へ入れてください。エコキャップとしてリサイクルします。

※キャップの値札、シールをはがして洗ってください。値札、シール、ラベルは可燃ごみへ。

四万十町指定
可燃ごみ収集袋

衣類



四万十町指定
資源ごみ収集袋



衣類は国内・国外でそのまま再利用されます。そのため、状態が悪いものはリサイクルできません。必ず、洗濯したきれいな衣類、カーテンなどを資源ごみ指定袋に入れてください。

※リサイクルできない衣類は資源では出せません

下着、汚れたもの、破れたもの、ペットが使用したもの、バッグ、ぬいぐるみ、枕、座布団などは可燃ごみもしくは粗大ごみとして出してください。

【お問い合わせ先】環境水道課 ☎22-3119
十和 町民生活課 ☎28-5112

大正 町民生活課 ☎27-0112
クリーンセンター銀河 ☎22-2227

緑の募金のお礼と苗木の無料配布について

今年も緑の募金にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。皆さまのご支援により46万5千500円の募金が集まりました。今後も緑あふれる豊かな暮らしのために活動してまいりますので、ご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

また、緑の募金活動の一環として、予算の範囲内で苗木の無料配布を実施します。配布を希望される方は、下記の受付場所にてお申し込みください。

【実施内容】
苗木の配布（苗木の種類については、農林水産課までお問い合わせください）
※応募本数が配布予定本数を超えた場合、ご希望の本数を用意できない場合があります。

【対象】
緑の募金にご協力いただいた方

【受付場所】
農林水産課
大正 地域振興課
十和 地域振興課

【締め切り】
12月22日（金）

【お問い合わせ先】農林水産課 ☎22-3113

環境水道課からのお知らせ

墓地をつくるには 保健所長の許可が必要です

高齢化が進み山の中にあるお墓を、家の近くに移転する方が増えています。

自己所有の土地であっても、墓地を新設する場合は許可が必要です。また、許可を得ずに墓地として造成したり、分譲することは法律で禁止されています。許可申請につきましては、設置場所の基準など様々な制限がありますので、あらかじめ須崎福祉保健所、もしくは環境水道課、各地域振興局までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
須崎福祉保健所 ☎0889-42-2004
環境水道課 ☎22-3119
大正 町民生活課 ☎27-0112
十和 町民生活課 ☎28-5112